

『ケアマネジャー手帳2021』追補

令和3年度介護報酬改定に伴う便利帳の修正

■介護職員の処遇改善や職場環境の改善にかかわる加算

■単位数の改定等

「6. 介護報酬の概要」に掲載している単位数等が改定されています。色文字が令和3年4月改定部分です。

以上の改定につきまして、『ケアマネジャー手帳2021』便利帳における修正点をまとめました。次ページ以降を印刷していただき、便利帳の該当ページに貼り付けてご利用いただくと便利です。

(2021年6月7日)

〔介護職員の処遇改善や職場環境の改善にかかわる加算〕

令和3年度の介護報酬改定にて、介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件について、職場環境改善の取組みをより実効性が高いものとする観点から、当該年度における取組みの実施に見直されました。

また、介護職員等特定処遇改善加算については、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールの見直しも併せて行われています。

1) 介護職員等の処遇改善に係る加算率について

● 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員等特定処遇改善加算		介護職員処遇改善加算				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%		
・(介護予防)訪問入浴介護*	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護・地域密着型通所介護*	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護*	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護*	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護*	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

* 1段階×0.95としたサービス区分

注：ⅣおよびⅤについては、令和4年3月31日までの間、算定可能

● 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

2) サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、介護従事者の専門性等を適切に評価し、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点と、早期離職の防止・定着促進の観点から設定されています。

令和3年度の介護報酬改定にて、より介護福祉士の割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する最上位区分(加算Ⅰ)が新たに設けられました。

●算定要件のあらまし

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算I (新たな最上位区分)	加算II (改正前の加算I相当)	加算III(改正前の加算I 口、加算II、加算III相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	(訪問入浴) I 44単位/回 II 36単位/回 III 12単位/回 (夜間訪問) I 22単位/回 II 18単位/回 III 6単位/回
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ)勤続7年以上の者が30%以上 (ロ)勤続3年以上の者が30%以上	(訪看・訪リハ) (イ) 6単位/回 (ロ) 3単位/回 (療養通所) (イ)48単位/月 (ロ)24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ)勤続7年以上の者が1人以上 (ロ)勤続3年以上の者が1人以上	(イ)48単位/月 (ロ)24単位/月
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
小規模多機能型居宅 介護 看護小規模多機能型 居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
通所介護、通所リハビリ テーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	(予防通リハ以外) I 22単位/回(日) II 18単位/回(日) III 6単位/回(日)
特定施設入居者生活 介護※ 地域密着型特定施設 入居者生活介護※ 認知症対応型共同生 活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組みを実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	(予防通リハ) I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月
短期入所生活介護、短期 入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人 福祉施設※ 介護老人保健施設※、 介護医療院※ 介護療養型医療施設 ※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組みを実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	

(注1) 表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。
(注2) 介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部3年)以上勤続職員の割合」である。
出典：厚生労働省資料

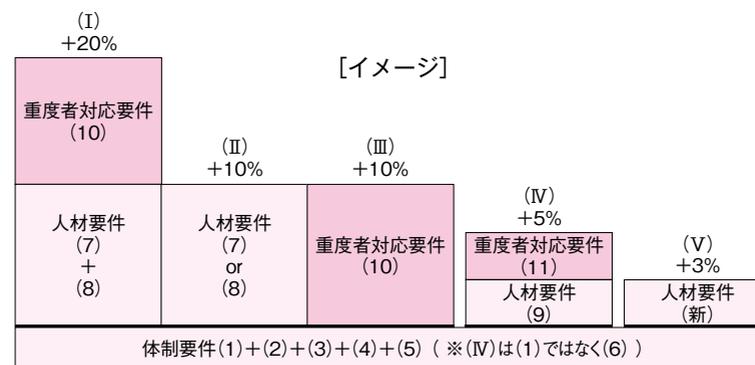
3) 訪問介護における特定事業所加算の見直し

事業所を適切に評価する観点から、訪問介護以外のサービスにおける類似の加算であるサービス提供体制強化加算の見直しも踏まえ、訪問介護の特定事業所加算についても、勤続年数が一定期間以

上の職員の割合を要件とする新たな区分が設けられました。

※ただし、新区分である加算(V)は、加算(III)(重度者対応要件による加算)との併算定は可能ですが、加算(I)、(II)、(IV)(人材要件が含まれる加算)との併算定は認められていないことに注意が必要です。

●算定要件のあらまし



※(III)と(V)を同時に算定する場合を除いて、別区分同士の併算定は不可。

	区分 加算率	I	II	III	IV	(新)V
		+20/100	+10/100	+10/100	+5/100	+3/100
体制要件	算定要件	○	○	○	○	○
	(1) 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	○	○	○	○	○
	(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	○	○	○	○	○
	(3) 利用者情報の文書等による伝達(※)、訪問介護員等からの報告(※)直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能	○	○	○	○	○
	(4) 健康診断等の定期的な実施	○	○	○	○	○
	(5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○	○
人材要件	(6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施				○	
	(7) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	○			
	(8) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	○	○			
	(9) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。				○	
(新)	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。				○	
重度者対応要件	(10) M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	○		○		
	(11) M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の60以上				○	

出典：厚生労働省資料

6. 介護報酬の概要

介護給付

居宅介護支援

内容		単位	
居宅介護支援費 (I)	居宅介護支援費 (i)	要介護1・2 要介護3・4・5	1,076 1,398
	居宅介護支援費 (ii)	要介護1・2 要介護3・4・5	539 698
	居宅介護支援費 (iii)	要介護1・2 要介護3・4・5	323 418
	居宅介護支援費 (i)	要介護1・2 要介護3・4・5	1,076 1,398
居宅介護支援費 (II)	居宅介護支援費 (ii)	要介護1・2 要介護3・4・5	522 677
	居宅介護支援費 (iii)	要介護1・2 要介護3・4・5	313 406
	運営基準減算	・運営基準減算の場合 ・運営基準減算が2か月以上継続している場合	×50/100 算定しない
特別地域居宅介護支援加算		+15/100	
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100	
特定事業所集中減算	1月につき	-200	
初回加算	1月につき	+300	
特定事業所加算	(I) 1月につき	+505	
	(II) 1月につき	+407	
	(III) 1月につき	+309	
	(A) 1月につき	+100	
特定事業所医療介護連携加算	1月につき	+125	
入院時情報連携加算	(I) 1月につき	+200	
	(II) 1月につき	+100	
退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に 算定)	(I)イ	+450	
	(I)ロ	+600	
	(II)イ	+600	
	(II)ロ	+750	
(III)	+900		
通院時情報連携加算	1月につき	+50	
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月につき	+50	
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	+400	

※ 居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。

※ 居宅介護支援費(II)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。

● 「介護報酬の概要」では、居宅ケアマネが使用するものや理解しておいたほうがよいものを中心に掲載しています。なお、色文字は令和3年4月改定部分です。

● p.63から77に掲載の表は令和3年4月現在の内容であり、法改正等により改定される可能性があります。改定があった場合は当社HPにて案内予定です(<https://www.chuohoki.co.jp>)。QRコードをp.80に掲載しています。

訪問介護

内容	時間	単位
身体介護	(1)20分未満	167
	(2)20分以上30分未満	250
	(3)30分以上60分未満	396
	(4)60分以上 30分増すごとに+84単位	579
身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合 所要時間が20分から起算して25分増すごとに+67単位(201単位を限度)		
緊急時訪問介護加算	1回につき	+100
生活援助	(1)20分以上45分未満	183
	(2)45分以上	225
2人の訪問介護員等による場合		×200/100
通院等乗降介助	1回につき	99
①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ②①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③①のうち、利用者数が50人以上の場合	①・② ③	×90/100 ×85/100
夜間又は早朝の場合若しくは深夜の場合	夜間又は早朝 深夜	+25/100 +50/100
特定事業所加算	(I)	+20/100
	(II)	+10/100
	(III)	+10/100
	(IV)	+5/100
特別地域訪問介護加算		+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
初回加算	1月につき	+200
生活機能向上連携加算	(I)	+100
	(II)	+200
認知症専門ケア加算	1日につき	(I) +3 (II) +4
介護職員処遇改善加算	1月につき	算定の詳細はP.23参照
介護職員等特定処遇改善加算		算定の詳細はP.23参照

※ 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

訪問入浴介護

内容	単位	
訪問入浴介護費	1回につき 1,260	
介護職員3人の場合	×95/100	
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	×90/100	
①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ②①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③①のうち、利用者数が50人以上の場合	①・② ③	×90/100 ×85/100
特別地域訪問入浴介護加算	+15/100	
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	

サービス提供体制強化加算	1回につき	(I) +44 (II) +36 (III) +12
介護職員処遇改善加算	1月につき	算定の詳細はP.23参照
介護職員等特定処遇改善加算		算定の詳細はP.23参照

※ 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

訪問看護

内容	時間	単位	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	要介護者 313 要支援者 302	
	(2)30分未満	要介護者 470 要支援者 450	
	(3)30分以上60分未満	要介護者 821 要支援者 792	
	(4)60分以上90分未満	要介護者 1,125 要支援者 1,087	
	90分以上の訪問看護を行う場合	(4)に+300 要支援者 +300	
	緊急時訪問看護加算* 1月につき	要介護者 +574 要支援者 +574	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※1日に2回を超えて実施する場合は要介護90/100、要支援50/100	要介護者 293 要支援者 283	
	ロ 病院又は診療所の場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	要介護者 265 要支援者 255
		(2)30分未満	要介護者 398 要支援者 381
		(3)30分以上60分未満	要介護者 573 要支援者 552
(4)60分以上90分未満		要介護者 842 要支援者 812	
90分以上の訪問看護を行う場合		(4)に+300 要支援者 +300	
緊急時訪問看護加算* 1月につき		要介護者 +315 要支援者 +315	
ハ 定期巡回・随時対応訪問看護看護事業所と連携する場合	1月につき	+2,954	
①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ②①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③①のうち、利用者数が50人以上の場合	①・② ③	×90/100 ×85/100	
夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	夜間又は早朝 深夜	+25/100 +50/100	
2人以上の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	複数名訪問加算(I)	30分未満 +254 30分以上 +402	
看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	複数名訪問加算(II)	30分未満 +201 30分以上 +317	

特別管理加算	1月につき	(I) (II)	+500 +250	
ターミナルケア加算			+2,000	
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合				
初回加算	1月につき		+300	
退院時共同指導加算	1月につき		+600	
看護・介護職員連携強化加算	1月につき		+250	
看護体制強化加算	1月につき	(I) (II)	+550 +200	
サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合	1回につき	(I) (II)	+6 +3
	ハを算定する場合	1月につき	(I) (II)	+50 +25

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

※特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

訪問リハビリテーション

内容		単位
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所、介護老人保健施設、介護医療院 1回につき	307
① 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ② ①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③ ①のうち、利用者数が50人以上の場合	①・② ③	×90/100 ×85/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	+200
リハビリテーションマネジメント加算(A)	1月につき	イ ロ +180 +213
リハビリテーションマネジメント加算(B)	1月につき	イ ロ +450 +483
移行支援加算	1日につき	+17
サービス提供体制強化加算	1回につき	(I) (II) +6 +3
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1回につき	-50

※特別地域訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

居宅療養管理指導

内容		単一建物居住者		
		1人	2~9人	10人以上
1医師が行う場合 月2回を限度	居宅療養管理指導費 (I)	514	486	445
	居宅療養管理指導費 (II) 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する場合	298	286	259
口歯科医師が行う場合 月2回を限度		516	486	440

ハ薬剤師が行う場合	病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	565	416	379
	薬局の薬剤師の場合* (月4回を限度)	517	378	341
	情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度)			+45
ニ管理栄養士が行う場合 月2回を限度	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合			+100
	当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	544	486	443
ホ歯科衛生士等が行う場合 月4回を限度	当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	524	466	423
		361	325	294

* がん末期の患者および中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※介護予防居宅療養管理指導も上記同様。

通所介護

内容	時間	単位		
		要介護1 要介護4	要介護2 要介護5	要介護3 要介護6
地域密着型通所介護費	3時間以上4時間未満	415 598	476 661	538 661
	4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	435 627	499 693	564 693
	5時間以上6時間未満	655 1,010	773 1,130	893 1,130
	6時間以上7時間未満	676 1,045	798 1,168	922 1,168
	7時間以上8時間未満	750 1,168	887 1,308	1,028 1,308
	8時間以上9時間未満	780 1,216	922 1,360	1,068 1,360
イ 通常規模型通所介護費	3時間以上4時間未満	368 530	421 585	477 585
	4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	386 557	442 614	500 614
	5時間以上6時間未満	567 876	670 979	773 979
	6時間以上7時間未満	581 897	686 1,003	792 1,003
	7時間以上8時間未満	655 1,018	773 1,142	896 1,142
	8時間以上9時間未満	666 1,036	787 1,162	911 1,162
ロ 大規模型通所介護費 (I)	3時間以上4時間未満	356 511	407 565	460 565
	4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	374 538	428 594	484 594
	5時間以上6時間未満	541 836	640 935	739 935
	6時間以上7時間未満	561 867	664 969	766 969
	7時間以上8時間未満	626 975	740 1,092	857 1,092
	8時間以上9時間未満	644 1,002	761 1,122	881 1,122

ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	3時間以上4時間未満	要介護1 要介護4	343 493	要介護2 要介護5	393 546	要介護3 要介護4	444
	4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 要介護4	360 518	要介護2 要介護5	412 572	要介護3	466
	5時間以上6時間未満	要介護1 要介護4	522 808	要介護2 要介護5	617 903	要介護3	712
	6時間以上7時間未満	要介護1 要介護4	540 835	要介護2 要介護5	638 934	要介護3	736
	7時間以上8時間未満	要介護1 要介護4	604 941	要介護2 要介護5	713 1,054	要介護3	826
	8時間以上9時間未満	要介護1 要介護4	620 965	要介護2 要介護5	733 1,081	要介護3	848
8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合 9時間以上10時間未満の場合+50 10時間以上11時間未満の場合+100 11時間以上12時間未満の場合+150 12時間以上13時間未満の場合+200 13時間以上14時間未満の場合+250							
入浴介助加算	1日につき	(Ⅰ) (Ⅱ)	+40 +55				
中重度者ケア体制加算	1日につき		+45				
生活機能向上連携加算	1月につき	(Ⅰ)(3月に1回を限度) (Ⅱ)	+100 +200				
個別機能訓練加算	1日につき	(Ⅰ)イ (Ⅰ)ロ (Ⅱ)	+56 +85 +20				
ADL維持等加算	1月につき	(Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	+30 +60 +3				
認知症加算	1日につき		+60				
若年性認知症利用者受入加算	1日につき		+60				
栄養アセスメント加算	1月につき		+50				
栄養改善加算	1回につき(月2回を限度)		+200				
口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき(6月に1回を限度)	(Ⅰ) (Ⅱ)	+20 +5				
口腔機能向上加算	1回につき(月2回を限度)	(Ⅰ) (Ⅱ)	+150 +160				
科学的介護推進体制加算	1月につき		+40				
療養通所介護費			12,691				
	入浴介助を行わない場合		×95/100				
	過少サービスに対する減算		×70/100				
利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の数に満たない場合			×70/100				
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	1日につき		-94				
事業所が送迎を行わない場合	片道につき		-47				
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合			+3/100				
サービス提供体制強化加算	1回につき	(Ⅰ)	+22				
		(Ⅱ)	+18				
		(Ⅲ)	+6				
介護職員処遇改善加算	1月につき	算定の詳細はP.23参照					
介護職員等特定処遇改善加算		算定の詳細はP.23参照					

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物の利用者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。
※ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入
※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。ADL維持等加算(Ⅲ)については、令和5年3月31日まで算定可能。

通所リハビリテーション

内容	時間	単位					
通常規模の事業所の場合	(1)1時間以上2時間未満 理学療法士等体制強化加算 1日につき+30	要介護1 要介護4	366 455	要介護2 要介護5	395 487	要介護3	426
	(2)2時間以上3時間未満	要介護1 要介護4	380 551	要介護2 要介護5	436 608	要介護3	494
	(3)3時間以上4時間未満	要介護1 要介護4	483 738	要介護2 要介護5	561 836	要介護3	638
	(4)4時間以上5時間未満	要介護1 要介護4	549 838	要介護2 要介護5	637 950	要介護3	725
	(5)5時間以上6時間未満	要介護1 要介護4	618 980	要介護2 要介護5	733 1,112	要介護3	846
	(6)6時間以上7時間未満	要介護1 要介護4	710 1,129	要介護2 要介護5	844 1,281	要介護3	974
	(7)7時間以上8時間未満	要介護1 要介護4	757 1,206	要介護2 要介護5	897 1,369	要介護3	1,039
7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合 8時間以上9時間未満の場合+50 9時間以上10時間未満の場合+100 10時間以上11時間未満の場合+150 11時間以上12時間未満の場合+200 12時間以上13時間未満の場合+250 13時間以上14時間未満の場合+300							
感染症は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合							+3/100
リハビリテーション提供体制加算	1回につき		3~4時間未満 4~5時間未満 5~6時間未満 6~7時間未満 7時間以上			+12 +16 +20 +24 +28	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算						+5/100	
入浴介助加算	1日につき	(Ⅰ) (Ⅱ)	+40 +60				
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1月につき	同意日の属する月から6月以内 同意日の属する月から6月超				+560 +240	
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	1月につき	同意日の属する月から6月以内 同意日の属する月から6月超				+593 +273	
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	1月につき	同意日の属する月から6月以内 同意日の属する月から6月超				+830 +510	
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	1月につき	同意日の属する月から6月以内 同意日の属する月から6月超				+863 +543	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき					+110	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		(Ⅰ)1日につき(週2日を限度) (Ⅱ)1月につき			+240 +1,920		
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき		利用開始日の属する月から6月以内		+1,250		
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算			減算対象月から6月以内		×85/100		
若年性認知症利用者受入加算	1日につき				+60		
栄養アセスメント加算	1月につき				+50		
栄養改善加算	1回につき(月2回を限度)				+200		
口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき(6月に1回を限度)	(Ⅰ) (Ⅱ)			+20 +5		
口腔機能向上加算	1回につき(月2回を限度)	(Ⅰ) (Ⅱ)			+150 +160		

重度療養管理加算	1日につき ※(1)は除く		+100
中重度者ケア体制加算	1日につき		+20
科学的介護推進体制加算	1月につき		+40
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき		-94
事業所が送迎を行わない場合	片道につき		-47
移行支援加算	1日につき		+12
サービス提供体制強化加算	1回につき	(I) (II) (III)	+22 +18 +6
介護職員処遇改善加算	1月につき	算定の詳細はP.23参照	
介護職員等特定処遇改善加算		算定の詳細はP.23参照	

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、事業所と同一建物の利用者に通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※生活行為向上リハビリテーション実施加算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。
※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「感染症又は災害を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

※介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については令和4年3月31日まで算定可能。

●大規模事業所(I)(II)は割愛。

短期入所生活介護

内容		単位	
単独型短期入所生活介護費	単独型短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要介護1 638 要介護2 707 要介護3 778	要介護4 847 要介護5 916
	単独型短期入所生活介護費(II) (多床室)	要介護1 638 要介護2 707 要介護3 778	要介護4 847 要介護5 916
併設型短期入所生活介護費	併設型短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要介護1 596 要介護2 665 要介護3 737	要介護4 806 要介護5 874
	併設型短期入所生活介護費(II) (多床室)	要介護1 596 要介護2 665 要介護3 737	要介護4 806 要介護5 874
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合			×97/100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合			×70/100
生活機能向上連携加算	1月につき	(I)(3月に1回を限度) (II)	+100 +200*
専従の機能訓練指導員を配置している場合	1日につき		+12
個別機能訓練加算	1日につき		+56
看護体制加算	1日につき	(I) (II) (III) (IV)	+4 +8 +12(+6) +23(+13)
医療連携強化加算	1日につき		+58

夜勤職員配置加算	1日につき		+13等
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき(7日間を限度)		+200
若年性認知症利用者受入加算	1日につき		+120
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき		+184
緊急短期入所受入加算	1日につき(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)		+90
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	1日につき		-30
療養食加算	1回につき(1日3回を限度)		+8
在宅中重度者受入加算 1日につき	(1)看護体制加算(I)又は(III)を算定している場合		+421
	(2)看護体制加算(II)又は(IV)を算定している場合		+417
	(3)看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合		+413
	(4)看護体制加算を算定していない場合		+425
認知症専門ケア加算	1日につき	(I) (II)	+3 +4
サービス提供体制強化加算	1日につき	(I) (II) (III)	+22 +18 +6
介護職員処遇改善加算	1月につき	算定の詳細はP.23参照	
介護職員等特定処遇改善加算		算定の詳細はP.23参照	

* 個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位。

※サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

●ユニット型は割愛。

短期入所療養介護

内容		単位	
介護老人保健施設 短期入所療養介護費(I)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i) (従来型個室)【基本型】	要介護1 752 要介護2 799 要介護3 861	要介護4 914 要介護5 966
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ii) (従来型個室)【在宅強化型】	要介護1 794 要介護2 867 要介護3 930	要介護4 988 要介護5 1,044
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iii) (多床室)【基本型】	要介護1 827 要介護2 876 要介護3 939	要介護4 991 要介護5 1,045
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iv) (多床室)【在宅強化型】	要介護1 875 要介護2 951 要介護3 1,014	要介護4 1,071 要介護5 1,129
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合			×97/100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準を満たさない場合			×70/100
夜勤職員配置加算			+24
個別リハビリテーション実施加算			+240
認知症ケア加算			+76
認知症行動・心理症状緊急対応加算	(7日間を限度)		+200

緊急短期入所受入加算	(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)		+90
若年性認知症利用者受入加算			+120
重度療養管理加算	1日につき(要介護4・5に限る)		+120
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき		+184
特別療養費			
療養体制維持特別加算	1日につき	(I) (II)	+27 +57
総合医学管理加算	利用中に7日間を限度に、1日につき		+275
療養食加算	1回につき(1日3回を限度)		+8
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	1日につき	+518
	特定治療		*
認知症専門ケア加算	1日につき	(I)	+3
		(II)	+4
サービス提供体制強化加算	1日につき	(I)	+22
		(II)	+18
		(III)	+6
介護職員処遇改善加算	1月につき	算定の詳細はP.23参照	
介護職員等特定処遇改善加算		算定の詳細はP.23参照	

- * 特定のリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を行った場合は、診療報酬に応じた額を算定する。
 ※ 特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅶ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ● ユニット型等については割愛。

コトから 通所系サービスにおける入浴介助の取組み強化

- 通所系サービスにおける入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点で見直しが行われました。
- 従前の考え方の(“自宅で入浴できない代替として、通所で入浴する”)利用者への入浴介助は、入浴介助加算(I)で算定し、“自宅で入浴できるようになるために、通所で入浴する”という利用者には、新区分である入浴介助加算(Ⅱ)で対応します。
- このため、算定要件に、居宅訪問による当該利用者自宅の浴室環境のアセスメント、浴室の環境整備への助言、機能訓練を担当する職員と協働による個別の入浴計画の作成、当該入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助の実施などが加わりました。
- なお、当該加算の算定の入り口は、利用者の「自宅で入浴したい」という思いです。
- ケアマネジャーとして、加算が採れるから採るという姿勢ではなく、利用者と浴室環境を客観的に査定・評価する必要があります。入浴介助加算(Ⅱ)算定後も、利用者の思いや意欲の変化、自宅の浴室環境、事故の可能性などについてもモニタリングに努めることが求められるようになったといえるでしょう。

福祉用具貸与

内容	種目
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす
	車いす付属品
	特殊寝台
	特殊寝台付属品
	床ずれ防止用具
	体位変換器
	手すり
	スロープ
	歩行器
	歩行補助つえ
	認知症老人徘徊感知機器
	移動用リフト
	自動排泄処理装置

特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。
 ※ 要支援・要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)。
 ※ 介護予防福祉用具貸与も上記同様。

福祉用具購入

利用者がいったん購入金額の全額を支払い、その後に申請をして保険料・税金による補助分(9割、8割、7割)の支給を受ける(いわゆる「償還払い」)を原則としています。

1年度間(4月から翌年3月まで)の購入金額が10万円を限度に支給されます。

【対象となる種目】	4) 簡易浴槽
1) 腰掛便座	5) 移動用リフトのつり具の部分
2) 自動排泄処理装置の交換可能部品	
3) 入浴補助用具	

住宅改修

要介護者等が、自宅の住宅改修を行おうとするときは、必要な書類(住宅改修が必要な理由書等)を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の保険相当額が償還払いで支給されます。

なお、支給額は要支援、要介護区分にかかわらず定額で、支給限度基準額(20万円)の9割(18万円)が上限です。

【住宅改修の種類】	4) 引き戸等への扉の取替え
1) 手すりの取付け	5) 洋式便器等への便器の取替え
2) 段差の解消	6) その他1)から5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	

〔 予防給付 〕

介護予防支援

内容	単位
イ介護予防支援費 1月につき	+438
口初回加算	+300
ハ委託連携加算 1月につき	+300

介護予防訪問入浴介護

内容	単位
介護予防訪問入浴介護費 1回につき	852
介護職員2人が行った場合	×95/100
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	×90/100
① 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ② ①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③ ①のうち、利用者数が50人以上の場合	①・② ×90/100 ③ ×85/100
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
サービス提供体制強化加算 1回につき	(I) +44 (II) +36 (III) +12
介護職員処遇改善加算 1月につき	算定の詳細はP.23参照
介護職員等特定処遇改善加算	算定の詳細はP.23参照

※介護職員処遇改善加算、特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

介護予防訪問リハビリテーション

内容	単位
介護予防訪問リハビリテーション費 病院又は診療所、介護老人保健施設、介護医療院 1回につき	307
① 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ② ①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③ ①のうち、利用者数が50人以上の場合	①・② ×90/100 ③ ×85/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき	+200
事業所評価加算 1月につき	+120
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき	-50
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	-5
サービス提供体制強化加算 1回につき	(I) +6 (II) +3

特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

介護予防通所リハビリテーション

内容	単位
介護予防通所リハビリテーション費(病院・診療所)	要支援1 1月につき 2,053
	要支援2 1月につき 3,999
利用者の数が利用定員を超える場合又は医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護師・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
若年性認知症利用者受入加算 1月につき	+240
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1 -376 要支援2 -752
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	要支援1 -20 要支援2 -40
運動器機能向上加算 1月につき	+225
栄養アセスメント加算 1月につき	+50
栄養改善加算 1月につき	+200
口腔・栄養スクリーニング加算 1回につき(6月に1回を限度)	(I) +20 (II) +5
口腔機能向上加算 1月につき	(I) +150 (II) +160
選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 1月につき +480
	運動器機能向上及び口腔機能向上 1月につき +480
	栄養改善及び口腔機能向上 1月につき +480
選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 1月につき +700
事業所評価加算 1月につき	+120
科学的介護推進体制加算	+40
生活行為向上リハビリテーション実施加算 1月につき	利用開始日の属する月から6月以内 +562
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算	減算対象月から6月以内 ×85/100
サービス提供体制強化加算 1月につき	(I) 要支援1 +88 要支援2 +176 (II) 要支援1 +72 要支援2 +144 (III) 要支援1 +24 要支援2 +48
介護職員処遇改善加算 1月につき	算定の詳細はP.23参照
介護職員等特定処遇改善加算	算定の詳細はP.23参照

※事業所と同一建物の利用者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※生活行為向上リハビリテーション実施加算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。

※介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

介護予防短期入所生活介護

内容		単位	
介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	単独型介護予防短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要支援1 要支援2	474 589
	単独型介護予防短期入所生活介護費(II) (多床室)	要支援1 要支援2	474 589
	併設型介護予防短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要支援1 要支援2	446 555
	併設型介護予防短期入所生活介護費(II) (多床室)	要支援1 要支援2	446 555
ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) (ユニット型個室)	要支援1 要支援2	555 674
	経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) (ユニット型個室の多床室)	要支援1 要支援2	555 674
	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) (ユニット型個室)	要支援1 要支援2	523 649
	経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) (ユニット型個室の多床室)	要支援1 要支援2	523 649

※介護予防短期入所生活介護は基本部分のみ記載(加算等は割愛)。

介護予防短期入所療養介護

内容		単位	
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I) (1日につき)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) (従来型個室)【基本型】	要支援1 要支援2	577 721
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) (従来型個室)【在宅強化型】	要支援1 要支援2	619 762
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) (多床室)【基本型】	要支援1 要支援2	610 768
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) (多床室)【在宅強化型】	要支援1 要支援2	658 817
I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i) (従来型個室)	要支援1 要支援2	590 726
	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii) (多床室)	要支援1 要支援2	652 810
II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i) (従来型個室)	要支援1 要支援2	562 688
	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii) (多床室)	要支援1 要支援2	624 771

※介護予防短期入所療養介護は基本部分のみ記載(加算等は割愛)。

集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬

	減算の内容	算定要件
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	①・③ 10%減算 ② 15%減算	① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く) ② 上記建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
定期巡回・ 随時対応型訪問看護*	① 600単位/月 減算 ② 900単位/月 減算	① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ② 事業所と同一敷地又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
居宅療養管理指導	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2-9人 単一建物居住者が10人以上	514単位 486単位 445単位 等 ※医師の場合。詳細はP.66を参照ください
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	-94単位/日	事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型 居宅介護	(別報酬体系)	・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ※利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

* 定期巡回・随時対応型訪問看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことが明確化されている

【市町村特別給付等】

法定給付(介護給付、予防給付)以外の給付(市町村特別給付)や、保健福祉事業など高齢者が使えるサービスがある場合は、転記したりコピーを貼付するなどして活用ください。

(例)

- 市町村特別給付で受けられるサービス(横出しサービス)
- 市町村が独自に上乘せしてくれるサービス(上乘せサービス)
- 保健福祉事業で使いやすいサービス など

について

『ケアマネジャー手帳 2021』 追補

コンテンツの増量に伴い、「ケアマネジャー手帳 2020」まで便利帳に掲載していた「“高室流”できるケアマネ 100%手帳活用術」を 2021 年版では割愛しました。

手帳活用術が必要な方のために P D F を掲載しましたので、印刷していただき、便利帳に挟み込んでご利用いただくと便利です。

(2020 年 9 月 25 日)

1. “高空流”できるケアマネの100%手帳活用術

ケアマネジャーで手帳を持っていない人はほぼいません。それはめまぐるしい予定と膨大な仕事量をこなさなくてはならないからです。

ケアマネジメントは利用者（家族）との相談援助業務だけではなく、多職種とのチームケアを作り出すチームマネジメント（調整・交渉・連絡業務など）、書類作成から日々の記録作業や給付管理などの実務ワーク、そしてこれらをこなしていくためにはプライベートを含めたセルフマネジメント（自己管理）が大切です。これらをカレンダーだけでこなすことはほぼ不可能。みなさんの心強いサポーター、それが「手帳」なのです。

アナログの手帳の良い点はデジタル機器のように電池や電波の強弱を気にすることなく、すぐに確認でき緊急時にも慌てることのないことです。

■手帳で身につく「4つの能力」

手帳の活用度と仕事力は比例します。手帳を使いこなすことで「4つの能力」を伸ばせます。

- 1) スケジュールができる力
- 2) 仕事に集中できる力
- 3) すばやく記録・メモをする力
- 4) モチベーションアップできる力

1日は24時間、1年は365日です。この豊かな時間を周囲に振り回されることなくセルフコントロールとモチベーションアップができる手帳活用術を身につけましょう。手帳はあなたの仕事と人生を「一元化」してデザインし「見える化」できる最強のツールなのです。

1) スケジュールができる力

ケアマネジメントとは利用者（家族）とチームケアの「これから」をマネジメントすることです。それは数か月先までスケジュールすること。仕事が

できるケアマネジャーのスケジュールリングの勘所は「先読み、先取り、段取り」です。

先読みする：ケアマネジャーの月々の仕事は基本的にモニタリングとサービス調整および給付管理です。その合間に新規ケースならばインテーク、アセスメント、プランニング、サービス担当者会議などの業務が重なります。施設等への入所があれば引き継ぎ業務もあるでしょう。

これらは「業務内容とそれにかかる時間」を定量化することができますから、あとは手帳を使って「いつ、どこで、何を、どの時間」で行うかを先読みしましょう。

先取りする：スケジュールリングはかかわる人の都合に合わせてばかりは「振り回される」ことになりがち。手帳をもとにあらかじめ1週間～1か月を先取り（ゾーニング）し、そこに下記の業務（タスク）をスケジュールリングします。

- ①新規と引き継ぎのインテーク・アセスメント業務
- ②更新・新規サービス担当者会議
- ③利用者訪問（モニタリング）
- ④事業所訪問（情報収集）、入院・退院会議
- ⑤更新・新規ケアプラン作成
- ⑥記録業務、連絡・調整業務
- ⑦研修会、リラックスタイムなど

段取りする：先取りしたタスクを「業務ごとに細分化」し段取りを決め、手帳に業務の進行予定を書き込み、1日のなかで繰り返し確認します。これが身につくと、洩れとっかかりミスを予防できるタイムマネジメントが可能となります。

- ①仕上げの期日（締め切り）を決める
- ②取り組む回数と時間数を決める
- ③連携先、依頼事項、準備業務、費用（予算）などを決める

2) 仕事に集中できる力

ケアマネジャーの仕事量は多岐にわたり膨大で煩雑です。利用者（家族）との相談援助業務からチームマネジメント業務、事業所のマネジメント、さらに各種研修会などの自己研鑽やプライベートな用事まであり、手帳がなければ頭の中がこんがらがって、何から手をつけていいかわからなくなります。

でも手帳を使い数週間～数か月先までスケジュールリングしておくことで「今日（今週、今月）、何に取りかかれればよいのか」「何をやらなくてよいか」が浮き彫りになるため、頭の中が整理でき、迷いのないスッキリした気持ちで仕事に集中できます。

今日（今週、今月）取り組む業務を忘れないように「TO DO リスト」に書き込み、終了したらチェックしたり、横線で消すなどの方法が効果的です。

予定日時は変わることがあり、そのたびに書き換える作業も手間なもの。付箋紙を使うと予定日時が変わっても貼り直せばすぐに対応できます。「1作業：1付箋紙」を原則とし短い文章で表記します。業務別に色分けするのもよいでしょう。

終了すれば「はがすこと」で小さな達成感を得ることができ、モチベーションアップに役立ちます。

3) すばやく記録・メモをする力

ケアマネジャーが苦手とするのが記録業務です。モニタリング時の居宅介護支援経過記録からサービス担当者会議の議事録などがあります。それは「記憶」だけを頼りに仕事をしているからです。記録を効率的に書くためには、「手帳にメモをする習慣」を身につけましょう。

私たちの記憶力には限界があります。忘れることが増えると仕事も手間取りがちになります。でも手帳に「書き込み」をすれば忘れてもかまいません。「忘れちゃいけない」プレッシャーから解放されてリラッ

クスして仕事に集中できます。

訪問時の印象や言葉、作業内容などをメモすることで実践を振り返り、ケアマネジメント業務の改善に効果的です。過去の実践をナビゲーションすることは大切な習慣です。

ひらめきはいろんなタイミングでやってきます。頭に浮かんだひらめきを手帳にメモ書きすることでクリッピングしておけば、いつでも引き出すことができます。

4) モチベーションアップできる力

ケアマネジャーの仕事は感情労働。とかくストレス過多となり、モチベーションダウンになることもしばしばです。

モチベーションアップのために手帳を上手に使いこなしましょう。

仕事の多忙さと体調は密接な関係です。睡眠や食事、休憩の時間、体重や血圧なども記録し、ストレス度をチェックしましょう。

それから、先々のスケジュールの中に「楽しみな訪問、元気が出る研修、ワクワクする趣味の時間」などを書き込むと張り合いが生まれ前向きに取りかかれます。

TO DO リストに完了チェックをつけることでささやかな達成感を得ることができます。



[月間・週間スケジュールの立て方]

月間のToDoリスト

To Do

- 法人会議資料
- 様サ担会議
- 様サ担会議
- 様サ担会議
- 地域ケア会議資料
- 看取り研修会
- 認知症研修会
-
-

追加の
ToDoリストと
して使えます。

予定の
時間帯によって、
午前は上段、
午後・夜間は下段に
分けて書くのも
よいでしょう

水
WEDNESDAY

1 先勝	2 友引	3 先負
8 友引	9 先負 給付作業 (13:00 ~ 17:00)	10 仏滅
15 先負 事業所M (9:00 ~ 10:00) 新人面接 (10:30 ~ 11:30)	16 仏滅 ●●様 サ担会議 (13:30 ~ 14:30)	17 大安 地域ケア会議 (○○包括) (13:00 ~ 15:00)
22 赤口	23 先勝 地域ケア会議 (○○包括) (13:00 ~ 15:00)	24 友引 佐藤○○さん 誕生日 ♡♡
29 先勝 認定調査 A様 B様	30 友引 ケアマネと同行訪問 (10:00 ~ 16:00)	1 先負 認知症研究会 (18:30 ~ 20:30)
6 友引	7 先負	8 仏滅

木
THURSDAY

4 仏滅 法人定例会議 (13:00 ~ 16:00)	11 大安 ○○GH見学 (11:30 ~ 13:30)	18 赤口	25 先負 提供票作成	2 仏滅	9 大安
-----------------------------------	------------------------------------	-------	----------------	------	------

金
FRIDAY

5 認定管理	12 赤口 国保連 締切り!! ●●様 サ担会議 (午後の予定)	19 先勝 ●●様 サ担会議 (10:30 ~ 11:30)	5 MAY 2020 M T W T F S S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
--------	---	---	--

重要な項目は
色文字で強調
しましょう!

土
SATURDAY

6 赤口	13 先勝	20 友引 プライベートも 一元管理	7 JULY 2020 M T W T F S S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
------	-------	--------------------------	---

日
SUNDAY

7 先勝	14 友引 ○○温泉ミニ旅行	21 大安 ○○コンサート (△△ホール) (13:00 ~ 16:00)	8 AUGUST 2020 M T W T F S S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
------	-------------------	--	--

○○河原で
BBQ!!
♡♡♡

矢印で
期間を示すと
よいでしょう

ジェノグラム (家族構成図)

ジェノグラムとは利用者(家族)の全体像をとらえるために、家族構成と家族関係を図解で「見える化」したものです。

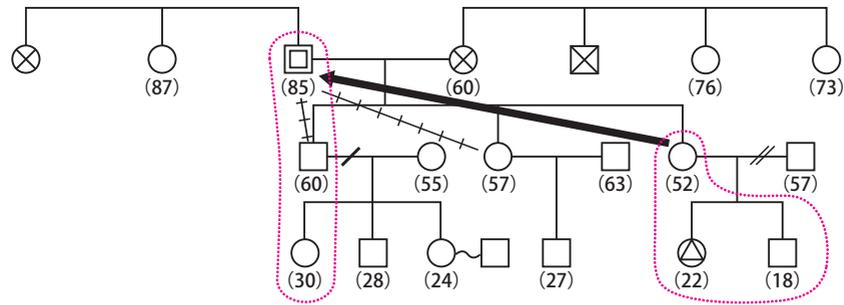
家族構成は基本的には三世代前まで描きます。ケアマネジメントにおいては本人の家族関係(夫、妻、息子、娘)だけでなく、親族関係(兄弟姉妹、甥、姪、いとこ)、子世代の家族関係(婿、嫁、孫、内縁

関係まで描きます。

性別は「□、○」で表し、当事者は二重線で囲みます。現状の関係は「/、//、~」や「■、-、…」などの線種で表します。また、年齢は()で示します。

支援を必要とする利用者(家族)の情報収集の第一歩であり、複雑に絡み合う家族感情や問題への理解を深める手法として有効です。

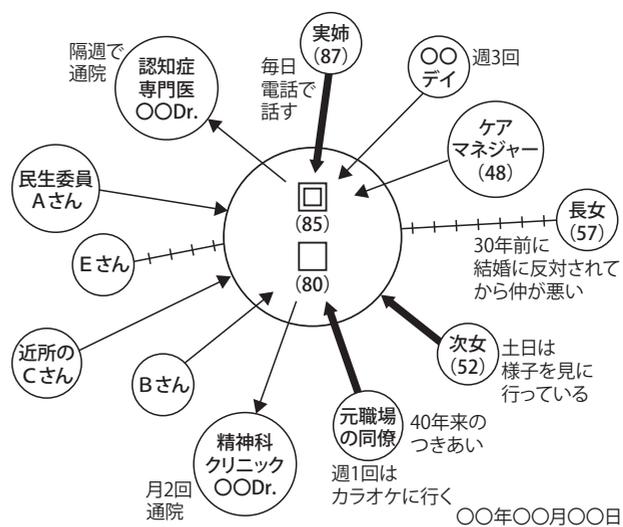
基本記号	□ 男性	/ 別居	— 関係が強い
	○ 女性	// 離婚	— 普通の関係
	△ 性別不明	~ 同棲関係 関係が弱い
	× 死亡	□ 属性(同居)	++++ 対立関係
	⊙ 妊娠	□ 当事者	← 働きかけの方向



エコマップ (支援マップ)

アメリカのアン・ハートマンによって開発された生態地図のマッピング手法の1つです。複雑な記号はなく、支援を必要とする本人(家族)を中心に置き、その周りに関係のある社会資源、行政資源、家族・親族関係、人間関係などを書き込み、現状の関係を「/、//、~」や「■、-、…」などの線種で表します。生活をともにしている家族は線で囲みます。

エコマップは支援内容を検討するとともに作成するので作成日付も書いておきます。



訪問時のカバンの必須アイテム

■名刺入れ



■返信用封筒と切手



■筆記用具



■ケアマネジャー手帳



■利用者ファイル



■メモ用紙、ノート



■地域の社会資源・保険外サービスのパンフレット



■制度・サービスのパンフレット



■医療機関情報



■申請書類



■福祉用具パンフレット



■住宅地図



カバンに入れておくと便利なアイテム

■鏡



■体温計



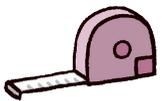
■カイロ



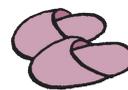
■ひんやりシート



■メジャー



■スリッパ



■ライト



■替えるくつ下



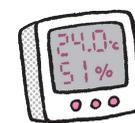
■朱肉



■マスク



■温湿度計



■クリアファイル



■カーペットクリーナー



■ボード



■レインコート

